

都市東京事務所の現在とこれから

—アンケート調査結果からの示唆—

日本都市センター研究員 黒石 啓太

本稿は、都市東京事務所に関連する先行研究を整理したうえで、筆者が実施したアンケート調査結果を基に、都市東京事務所の現在と今後のあり方に関する論点を示すことを目的とするものである。

都市東京事務所を取り巻く環境は、情報化の進展、都市自治体の財政危機、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などあって、大きく変わりつつある。このような環境下において、庁内における都市東京事務所の位置づけの明確化、自治体間連携の構築、市民との関係強化の必要性を提示した。

はじめに

全国の都市自治体等の一部が設置している、いわゆる「都市東京事務所」の数は、2021（令和3）年1月現在、76事務所にのぼる（都市東京事務所長会への加盟数）。この都市東京事務所は、いうまでもなく都市自治体における行政組織の一部を構成するが、当該都市自治体の区域外にその活動拠点を構えるという点できわめて例外的な存在であるといえる。

この都市東京事務所は、各都市自治体においてどのように位置づけられ、どのような組織機構となっているのであろうか。都市東京事務所の組織やその活動については必ずしも十分な先行研究が存在しないばかりか、その全体像を把握するために必要となる基礎的な情報ですら、十分に整理されているとはい

がたい。

本稿では、このような都市東京事務所の現状と展望について、先行研究の一部を整理したうえで、筆者が実施したアンケート調査の結果を基に考察するものである。

1 都市東京事務所の位置づけと機能

（1）自治体の東京事務所に関する先行研究

前述のとおり、（都市）東京事務所に関する先行研究の数は必ずしも多くない。以下では、その一部を紹介したうえで、都市東京事務所に関する議論を整理することとしたい。

土岐寛は、都市東京事務所と東京一極集中との関係について、「東京事務所の実態、役割強化も煎じ詰めれば、重要な政策決定はすべて東京＝霞ヶ関で決定されるという中央集権システムに起因する。補助金行政やそのた

めの陳情運動など制度化されている二重行政、ムダの構造を消極的ながら現実として受けとめ、黒子的な情報活動を展開してできるだけの果実を引き出そうとする」(土岐, 1986, p.45) という自治体側の思考様式を説明している。土岐は、東京事務所は、「江戸藩邸」や「江戸屋敷」にたとえられることがあるとする一方で、組織や機能の面で、これに匹敵するといえるのは、指定都市クラス以上の東京事務所であろうと指摘しており¹、一口に「(都市) 東京事務所」と言っても、その組織や活動の実態が多様と指摘している。

村松岐夫も、自治体が東京事務所を設置する背景には、経済的、社会的、政治行政的な東京一極集中があることを指摘している。村松は、日本の中央地方関係論において、支配的であった垂直的行政統制モデルを批判し、水平的政治競争モデルを提唱したことで知られている²。この文脈において、「中央との交渉ではじめて決まる事項が多ければ、それが中央指令ではなく、地方がむしろ望んだことであるとしても、非東京のアクターたちの東京への出張は多くなる。各府県や大都市は、東京出張所を永田町と赤坂界限に置くことになる」(村松, 1988, p.203) と指摘し、自治体が東京事務所を設置する理由についても、水平的政治競争モデルの視点から説明している。また村松は、「全国の地方政府は、自治的な意思決定を行いつつも、その『過当競争』が、東京を肥大化させてきた」(村松, 1988, p.203) とも指摘し、結果的には、地方

政府も東京の肥大化を推し進めてきた側面があると述べている。

真淵勝・高東柱は、基本的にこの村松の水平的政治競争モデルに依拠したうえで、プリンシパル・エージェント理論(本人・代理人理論)の枠組みを用いて、都道府県における東京事務所設置の理由を説明している。すなわち、「本人」たる地方自治体が、「代理人」たる中央省庁を「自らの意向に沿って動かすために、東京事務所を設置している」(真淵・高, 2017, p.274) 可能性を指摘するのである。そして、「代理人」が「本人」の意向を無視して行動することを防ぐために、担当省庁連絡会といった枠組みを用いて、密な連携を構築しているという。更に、多くの都道府県東京事務所が入居する都道府県会館について、「国に対するパトロール型監視の拠点となっているのではないだろうか」(真淵・高, 2017, p.275) と指摘する。

図表 1-1-1 担当省庁連絡会

中央省庁	担当省庁連絡会	通称
総務省	〇〇(ブロック名) 総務省自治担当職員連絡会	近中自会
文部科学省	全国都道府県在京文教担当者連絡協議会	文教連
厚生労働省	全国厚生労働省担当者連絡協議会	ふくろう会
農林水産省	農林水産省担当者連絡協議会	のりす会
経済産業省	経済行政研究会	(なし)
国土交通省	全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会	とんび会
環境省	東京事務所環境省連絡会	めだか会
内閣府	名称なし	(なし)

出典：真淵・高(2017) p.271 を一部修正

1 土岐(1986) p.42 を参照。

2 詳細は、村松(1988) を参照。

大谷基道は、自らも茨城県東京事務所職員の経験を持つ行政学者であるが、その著書『東京事務所の政治学』（2019年）において、都道府県東京事務所の設置経緯やその役割等について、詳細な分析を行っている。自治体が設置する東京事務所について理論的・体系的な先行研究が存在しなかったなかにおいて、本書は重要な知見を提供するものである。同書における大谷の主張は、国と都道府県の相互依存関係の存在を前提とし、「東京事務所設置の真の目的は『都道府県の完全自治体化によって途切れてしまった国・地方間の人的ネットワークの再構築と維持涵養』であった」（大谷, 2019, p.218）といえよう。すなわち、従来、都道府県が東京事務所を設置する目的については、補助金の獲得が目目されており、「東京事務所最大のミッション」（大谷, 2019, p.218）であったと指摘されることも少なくなかったが、必ずしも補助金獲得のみが都道府県東京事務所の設置目的ではなかったというのである。また、地方分権改革や三位一体の改革を経た今日においては、情報の収集と発信が都道府県東京事務所の重要な活動内容となっていると説明する。

これらの先行研究のうち、村松、真淵・高、大谷は、いずれも国と自治体の関係を水平的政治競争モデルの視点から分析しており、両者の間には相互依存関係が存在するという意味で、基礎的な認識は共通していると思われる。一方で、大谷は「かつては国に対する政治的な働きかけへの関与も頻繁に見られたが、実は東京事務所は情報回路の提供に

よるお膳立てのみを行っており、国に政治的圧力を直接かけているわけではなかった。地方分権改革以降は、政治的な働きかけが減少し、行政関係の中での相互依存関係となっていた」（大谷, 2019, p.220）と指摘するなど、東京事務所が果たしている役割とその程度については評価が分かれているともいえる。

もっとも、このような評価の違いは、それぞれの研究が対象としている時期の差異によるものといえるかもしれない。例えば、1953（昭和28）年に議員立法によって成立する離島振興法は、当時の長崎県知事である西岡竹次郎の発案に基づき、東京都、新潟県、島根県、長崎県、鹿児島県の各都県知事を中心とする立法運動の成果である。この立法過程では、これらの都県と経済審議庁、建設省、運輸省、農林省、厚生省（いずれも当時）との協議が重ねられたが、ここにおいては長崎県東京事務所に都県側の事務局が置かれるなど、政治的な働きかけの拠点として都道府県東京事務所が機能していたことも事実である³。

（2）今日の社会経済状況と都市東京事務所

ここまで、先行研究を整理し、自治体が設置する東京事務所に関するいくつかの論点を示してきた。しかしながら、先行研究の多くは、都道府県東京事務所をその研究対象とするものが多く、都市東京事務所に関する分析が十分になされているわけではない。また、都市東京事務所の場合、都道府県東京事務所

3 詳細は、離島振興30年史編纂委員会（1989）を参照。

に比して、その実態が多様であるとも考えられる。これは47の都道府県に対し、都市自治体の数は815であることに加え、これら都市自治体の規模や諸条件も都道府県以上に多様であると思われるからである。

また、都道府県東京事務所については、その廃止の動きが大きな話題となることは少ないように思われるが、都市東京事務所の場合、設置する都市自治体の財政的な事情により、その設置意義を問い直す声も上がっている。詳細は後述するが、2019(令和元)年から世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、都市東京事務所の活動内容にも相当程度の影響を与えている。このほか、情報化の進展も都市東京事務所の設置の必要性について検討を迫る要素となっている。

これまで見てきた自治体の東京事務所に関する先行研究は、いずれもこれらの事務所が「東京」に所在するという立地場所に注目し、中央地方関係の文脈における東京事務所の意義や機能に関心を持つものが多かった。本稿では、そもそもの東京事務所の当該都市自治体庁内における位置づけやその組織・職員体制に注目し、その現状を明らかにすることを目的としている。

そこで以下では、筆者が実施した「都市東京事務所の現況に関するアンケート調査」の結果を基に、都市東京事務所の現況と今後の展望を試みることにしたい。

2 アンケート調査にみる「都市東京事務所」

(1) アンケート調査の概要

本章で紹介するアンケート調査は、以下のとおり実施した。

調査概要

- 調査名称
「都市東京事務所の現況に関するアンケート調査」
- 調査期間
2020年12月7日～18日
- 調査対象
都市東京事務所長会に加盟する全76事務所
- 調査方法
都市東京事務所長会の協力を得てメールにて調査票を配布し、メール又はFAXにて調査票を回収した。
- 回収結果 61事務所(80.3%)

次節以降では、「都市東京事務所の現況に関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)の結果を抜粋し、紹介する。

(2) 都市東京事務所の組織と職員体制

○所属部門

都市東京事務所が、例規上、庁内のどの部門に属しているかを尋ねた設問では、企画部門に属している都市東京事務所が41.0%で最も多かった。「その他」の回答としては、複数の部門の要素を持つ部門についての記載があった(図表2-2-1)。

図表2-2-1 都市東京事務所が所属する部門

	件数	割合
①総務部門	16	26.2%
②企画部門	25	41.0%
③商工部門	5	8.2%
④市長直轄部門	6	9.8%
⑤その他	9	14.8%
無回答	0	0.0%
合計	61	100.0%

出典：筆者作成

○所掌事務

例規上の都市東京事務所の所掌事務を尋ねた設問では、「国会、中央省庁、関係団体等

との連絡調整や情報収集等に関すること」(91.8%)が最も多く、「市に関する情報発信・シティプロモーションに関すること」(73.8%)、「企業立地の推進に関する情報収集に関すること」(57.4%)、「観光・物産のPRや販路拡大等に関すること」(52.5%)がこれに続く。「その他」の回答としては、移住定住の促進、他都市との交流、ふるさと納税に関する情報発信といった回答が多かった(図表 2-2-2: 複数回答可)。

図表 2-2-2 都市東京事務所の所掌事務

	件数	割合
①国会、中央省庁、関係団体等との連絡調整や情報収集等に関すること	56	91.8%
②市に関する情報発信・シティプロモーションに関すること	45	73.8%
③企業立地の推進に関する情報収集に関すること	35	57.4%
④観光・物産のPRや販路拡大等に関すること	32	52.5%
⑤学生寮等の管理・運営に関すること	3	4.9%
⑥特命事項に関すること	30	49.2%
⑦その他	14	23.0%
無回答	0	0.0%

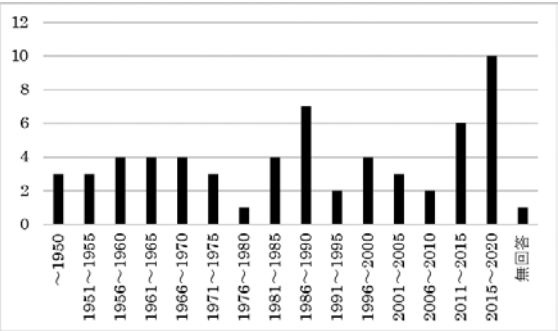
出典：筆者作成

○既存東京事務所の設置時期

都市東京事務所の設置時期を尋ねた設問では、2015～2020年との回答が多かった(図表 2-2-3)。もっとも、都市東京事務所については、近年その設置件数が増えている一方で、これを廃止する動きもある。また、組織上の「東京事務所」は残っても、執務空間としては都道府県東京事務所と一体化したり、近隣都市自治体の東京事務所内に設置されることもあるため、組織上の事務所数と空間的

な事務所数には差異があることにも留意が必要である(本調査では、「組織上の事務所数」を中心に設問を構成している)。

図表 2-2-3 都市東京事務所の設置時期



出典：筆者作成

○職員数

東京事務所に在籍する職員数を尋ねた設問では、東京事務所に常駐する正規職員数の平均は、3.1人であった。またこれに加え、1.0人の非正規職員(東京採用)がいるという、計4名程度が平均的な東京事務所に常駐する職員数である(図表 2-2-4)。東京採用の非常勤職員は、主に各事務所における庶務を担い、当該都市東京事務所での勤務期間満了後には、他の都市東京事務所でも勤務する場合もある。

このほか、中央省庁へ派遣されている職員が、都市東京事務所の所属とされていることもある。概ね大都市であるほどこの人数は増える傾向にあった。

図表 2-2-4 都市東京事務所の職員数

	正規職員	正規職員以外の職員	
			うち東京採用
貴事務所に常駐している職員	3.1人	1.3人	1.0人

貴事務所に所属しているが、他の組織や団体において勤務している職員	1.2 人	0.1 人	0.0 人
----------------------------------	-------	-------	-------

※ 2021（令和 3）年 1 月 1 日時点についての見込み

出典：筆者作成

○東京事務所長の前任部署

都市東京事務所の代表者（以下、「東京事務所長」という。）については、現職着任前の所属部門及び現在の職位について尋ねた。まず、現職着任前の所属部門については、企画部門が 19.7% と最も多く、総務部門、福祉・健康部門、商工部門がこれに次ぐ。庁内外との連絡調整を担う機会の多い企画部門を経験した職員が、中央省庁や関係団体・企業との協議や調整を行う東京事務所長に就任することは、「東京事務所の職員にどのようなスキル・ノウハウを求めるか」という視点から見れば、妥当な人事配置であるといえよう（図表 2-2-5）。

図表 2-2-5 都市東京事務所の代表者（前任の部署）

	件数	割合
①総務部門	6	9.8%
②財政部門	1	1.6%
③企画部門	12	19.7%
④市民生活部門	4	6.6%
⑤文化・スポーツ部門	5	8.2%
⑥福祉・健康部門	6	9.8%
⑦商工部門	6	9.8%
⑧土木・都市計画・建設部門	3	4.9%
⑨環境部門	0	0.0%
⑩市長直轄部門	4	6.6%
⑪貴事務所（副所長等から所長に就任した場合）	5	8.2%
⑫その他	8	13.1%
無回答	1	1.6%
合計	61	100.0%

出典：筆者作成

○東京事務所長の職位

次に、東京事務所長の現在の職位について尋ねた設問では、課長級の職員を所長に充てている都市自治体が多いことが分かった。また、この設問については、都市の規模によっても一定の差異があった。傾向としては、都市の規模が大きいほど、比較的高い職位の職員を東京事務所長に充てていた（図表 2-2-6）。

図表 2-2-6 都市東京事務所の代表者（現在の職位）

単純集計

	件数	割合
①局長・部長級	11	18.0%
②局次長・部次長級	15	24.6%
③課長級	24	39.3%
④課長補佐級	5	8.2%
⑤係長級	1	1.6%
⑥その他	3	4.9%
無回答	2	3.3%
合計	61	100.0%

出典：筆者作成

クロス集計（都市区分）

	局長・部長級	局次長・部次長級	課長級	課長補佐級	係長級	その他	無回答
指定都市	7	6	1	0	0	0	1
中核市	3	7	12	3	0	0	0
一般市	1	2	11	2	1	2	1
その他	0	0	0	0	0	0	1

出典：筆者作成

○東京事務所長以外の管理職

東京事務所長以外の管理職の配置状況についての設問では、6 割以上の東京事務所において、これが配置されていないことが分かった（図表 2-2-7）。都市東京事務所の平均職員数が 4 人であることから考えれば、東京事務

所長1人が管理職であるということもさほど違和感がないようにも思われる。

図表 2-2-7 東京事務所長以外の管理職配置

	件数	割合
① 配属されている	21	34.4%
② 管理職は配属されていない	38	62.3%
無回答	2	3.3%
合計	61	100.0%

出典：筆者作成

(3) 都市東京事務所の活動状況

○東京事務所の活動実態

都市東京事務所の例規上の所掌事務は既に述べたとおりであるが、現実の都市東京事務所は、これ以外にも様々な活動を行っている。特に「市長や市議会議員の上京時の対応」、「東京事務所同士の交流・情報交換」、「地元選出国会議員等との連絡調整」は、多くの東京事務所において共通事項となっている。また、選択肢のうちの「移住・定住に関する相談に応じること」については、例規上、当該東京事務所の所掌事務とされているところもあり、実態としては、かなり多くの東京事務所がこの役割を担っているものと思われる（図表 2-3-1：複数回答可）。

図表 2-3-1 都市東京事務所の活動実態

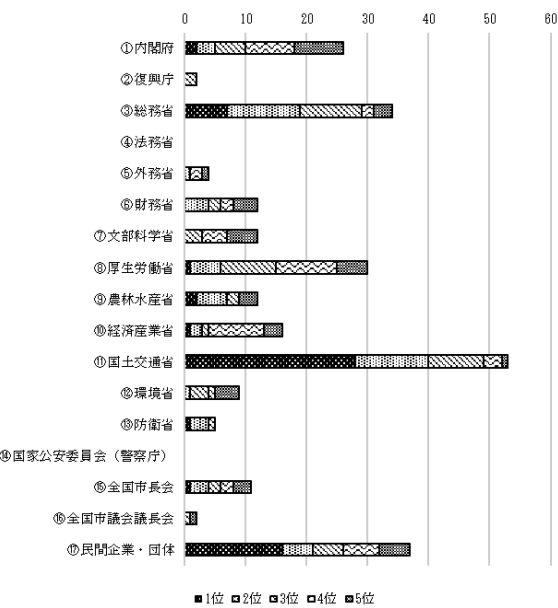
	件数	割合
①市長や市議会議員の上京時の対応	60	98.4%
②地元選出国会議員等との連絡調整	55	90.2%
③地元出身者の懇談・親睦の会の事務局	35	57.4%
④移住・定住に関する相談に応じること	36	59.0%
⑤観光や物産のPR イベントへの出店	39	63.9%
⑥東京事務所同士の交流・情報交換	60	98.4%
⑦その他	17	27.9%
無回答	0	0.0%

出典：筆者作成

○連絡調整等の相手

都市東京事務所の所掌事務でみたとおり、ほとんどの都市東京事務所は、「国会、中央省庁、関係団体等との連絡調整や情報収集等」を担っている。では、都市東京事務所の具体的な連絡調整等の相手はどのような組織・団体であろうか。上位5つまでを選択する方式で回答を求めたところ、最も多かったのは、国土交通省であった。これは、全体の選択件数で最も多く回答されたことに加え、第1位の相手としても最も多く回答されていた（図表 2-3-2：上位5つまで回答可）。次いで、民間企業・団体、総務省、厚生労働省、内閣府との回答が多かった。

図表 2-3-2 都市東京事務所の連絡調整・協議先



出典：筆者作成

○東京事務所長の帰庁頻度

都市東京事務所の職員は、日常的に本庁と連絡を取りながら業務を行っている。基本的には、電話やメールを用いながら協議や報告を行っているが、年に数回程度の帰庁報告の

機会もある。アンケート調査によれば、東京事務所長の場合、「月に1回程度」から「年に3～4回程度」の頻度でこの帰庁報告が行われている。なお、直近の状況については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、この頻度には変化もあったものと思われる（図表 2-3-3）。

図表 2-3-3 東京事務所長の帰庁頻度

	件数	割合
①年に1回程度	0	0.0%
②年に2回程度	9	14.8%
③年に3～4回程度	18	29.5%
④年に5～6回程度	12	19.7%
⑤月に1回程度	19	31.1%
⑥その他	3	4.9%
無回答	0	0.0%
合計	61	100.0%

※アンケート調査では「新型コロナウイルス感染症の影響で、通常の頻度と異なる運用となっている場合には、同感染症の影響がない時期を念頭にご回答ください」と付記して回答を求めている。

出典：筆者作成

○新型コロナウイルス感染症への対応

大都市部を中心に深刻な影響をもたらしている新型コロナウイルス感染症の影響は、都市東京事務所の活動にも様々な影響をもたらしている。各都市東京事務所における感染症対応の方法を尋ねたところ、「全員または一部の職員の出勤抑制、時差出勤、時間短縮勤務の導入」（85.2%）、「全員または一部の職員のテレワークの導入」（77.0%）といった対策は、大部分の都市東京事務所で講じられていた（図表 2-3-4：複数回答可）。「その他」の内容としては、消毒用アルコールの設置、事務所の一時閉鎖、職員の出勤前検温、パーテーションの設置といった記載があった。

図表 2-3-4 都市東京事務所における新型コロナウイルス感染症対策

	件数	割合
①全員または一部の職員の出勤抑制、時差出勤、時間短縮勤務の導入	52	85.2%
②全員または一部の職員のテレワークの導入	47	77.0%
③本庁への人的応援（職員を一時的		
④イベントや会議等への出席見合わせ	38	62.3%
⑤オンライン会議等を実施するための機器やシステム（zoom等）の導入	38	62.3%
⑥執務室内のソーシャル・ディスタンスの確保のためのレイアウト変更	16	26.2%
⑦その他	14	23.0%
無回答	0	0.0%

出典：筆者作成

SQ 意思決定の方法

	件数	割合
①本庁からの指示・要請	27	44.3%
②貴事務所の代表者の自主的な判断	14	23.0%
③その他	19	31.1%
無回答	1	1.6%
合計	61	100.0%

出典：筆者作成

また、その意思決定の方法を尋ねたところ、「本庁からの指示・要請」との回答が約4割で最も多かった。一方で「その他」には、本庁と東京事務所（長）の協議により決定したとの回答も一定数存在した。職員の人事・労務に関する対策の実施に当たっては、本庁の関係課（職員課等）との協議も必要であったものと推察される。

(4) 都市東京事務所の意義と課題

○都市東京事務所設置の意義

都市東京事務所（長）は、都市自治体が、東京事務所を設置することの意義についてどのように考えているのだろうか。アンケート調査結果によれば、行政的な連絡調整に加え、「地元選出国会議員との連絡調整や情報収集を行いやすい」（85.2%）といった政治家との接触機会を確保できることも、都市東京事務所設置の意義であると認識されていることが分かった。このほかにも、「東京または全国に市の取組みに関する情報を発信できる」（72.1%）、「観光や市内の特産物等を PR できる」（72.1%）といった情報発信の拠点としても東京事務所の設置が有効であると認識されている（図表 2-4-1：複数回答可）。

「その他」の内容としては、市税滞納整理、スポーツイベントの誘致、友好都市との交流、本庁が首都圏で活動する際の支援、他自治体の情報収集、キーパーソンとの人的ネットワーク構築、在京の地元出身者のネットワーク構築といった意義についての記載があった。

図表 2-4-1 都市東京事務所の設置意義

	件数	割合
①中央省庁や関係団体等との連絡調整や情報収集を行いやすい	58	95.1%
②地元選出国会議員との連絡調整や情報収集を行いやすい	52	85.2%
③東京または全国に市の取組みに関する情報を発信できる	44	72.1%
④観光や市内の特産物等を PR できる	44	72.1%
⑤移住・定住の促進に貢献できる	24	39.3%
⑥その他	14	23.0%
無回答	0	0.0%

出典：筆者作成

○都市東京事務所の課題

最後に都市東京事務所（長）が認識している都市東京事務所の課題について整理しておきたい。最も多くの都市東京事務所が認識していた課題は「市民に事務所の活動やその成果が見えにくい」（54.1%）であった（図表 2-4-2：複数回答可）。自治体の区域外に設置された東京事務所については、市民はその存在すら認識していない場合も少なくないと思われる。また、市民が東京に来る機会があったとしても、地元都市自治体が設置している都市東京事務所に立ち寄る機会は皆無であろう。このような意味で、市民に都市東京事務所の活動やその成果が見えにくい側面があることは否定できない。

このほか「情報化の進展により、連絡調整や情報収集活動の意義が薄れつつある」（37.7%）という課題も一定程度認識されていた。前述のとおり、都市東京事務所は、中央省庁や関係組織・団体との連絡調整を主要な業務の一つとしているが、インターネットの普及をはじめとする情報化の進展は、都市東京事務所の存在を相対化させたともいえる。すなわち、わざわざ東京に行かなくとも、本庁に居ながらにして中央省庁をはじめとする東京所在の組織・団体との協議や調整が可能となるケースが多くなったことを意味する。

図表 2-4-2 都市東京事務所の課題

	件数	割合
①市民に事務所の活動やその成果が見えにくい	33	54.1%
②市長や本庁関係課等に活動の意義を説明しにくい	7	11.5%
③議会に活動の意義を説明しにくい	9	14.8%
④情報化の進展により、連絡調整や情報収集活動の意義が薄れつつある	23	37.7%
⑤予算額が少ない	6	9.8%
⑥配属されている職員数が少ない	8	13.1%
⑦代表者の権限や裁量が限定的である（本庁に相談しなければ対応できない事案が多い）	7	11.5%
⑧本庁との連絡調整に時間がかかる	5	8.2%
⑨対外的な交渉や情報収集を行うための職員のノウハウやスキルに限界がある	14	23.0%
⑩その他	10	16.4%
無回答	4	6.6%

出典：筆者作成

(5) 自由記述欄にみる都市東京事務所

これまで、都市東京事務所に対するアンケート調査結果を紹介してきた。同アンケート調査では、最後の設問として、都市東京事務所の活動や意義・課題等について、自由に意見を書くことができる欄を設けた。以下では、その一部を抜粋して紹介する（一部表現等を修正している個所がある）。

○都市東京事務所設置の意義

【対面での連絡調整】

・顔を合わせて中央省庁や地元選出国議員等との連絡調整等を行えることは東京事務所を設置する意義であると考えている。

【人的ネットワークの構築】

・情報化の進展によりインターネットを通して地

元でも多様な情報を入手することができるようになってきているものの、東京事務所独自のネットワーク（地元選出国議員や中央省庁、東京事務所同士の交流・情報交換など）により新たに入手できる情報も多い。

・インターネットが普及し、情報収集も以前に比べて容易になったとはいえ、担当部局から緊急を要するため、直接中央省庁やその関係団体から情報を入手してほしいという要請もある。その際に、いきなり出向いて情報を入手しようとしても、信頼関係が築けていなければ入手することはできないため、日頃から広報紙等を持参するなど、本市の近況について周知・啓発を行うことで、人的ネットワークの構築に努めている。

【新たな活動意義としての情報発信】

・情報発信については設立時には無かった新たな活動意義と感じている。

【首都圏自治体との連携】

・近年では、Uターンや移住希望者向けの相談窓口、観光及び特産品のPRなどの業務も地元から要請がかかり、さらに都内自治体との防災協定、それぞれの商店街や観光協会との交流なども行われることとなり、それらの窓口として調整的な役割も増えつつある。

【都市東京事務所間の連携】

・地域では情報交換をする機会がなかった自治体も、都市東京事務所があることで繋がりができるとともに、都道府県を越えた全国の自治体と気軽に情報交換することが可能である。

○都市東京事務所の活動の課題

【東京近接自治体の東京事務所設置意義】

・東京に近接する自治体としては、都内に事務所を設置する意義について検討する必要がある。

【都道府県東京事務所との連携・差別化】

・現在、県東京事務所は県選出国議員や関係省庁との連絡調整業務のウエイトが大きい。一方、市東京事務所は、民間事業者の販路拡大やU・Iターンなど市民対象のきめ細やかな対応を主としているが、県東京事務所との業務の差別化は課題である。

【職員の配置】

・活動内容の自由度が高いため、職員の能力・意欲により業務内容が大きく異なり、組織として

常に成果を出し続けるために必要な人員配置が課題である。

【活動に対する理解・協力】

- ・東京事務所の活動内容を知らない中で、東京での活動を理解してもらえないケースが多い。
- ・現場にいる東京事務所よりも本庁の意見が優先されることが多い。
- ・東京事務所職員が省庁等へ訪れると簡単に情報が得られると勘違いしている人が多い。

【都市の規模による情報格差】

- ・都道府県や政令指定都市以外の地方都市とでは、各省庁等から入手できる情報量に格差がある。

ば、緊急経済対策や例年と異なる動きとなった要望会などの情報について、他都市東京事務所、中央官庁、国会議員事務所等とのネットワークを駆使して情報収集できた。これまで本市が築き上げてきた組織や人とのつながりを途絶えさせないためにも、継続して東京事務所として関係構築をはかる必要がある。

3 都市東京事務所のこれまでとこれから

(1) 組織や役割の変化

以上、先行研究の整理及びアンケート調査の結果から、都市東京事務所の位置づけや現状について検討してきた。本章では、これらの検討を踏まえ、都市東京事務所の現状を整理したうえで、いくつかの今後の可能性を提示することとしたい。

まず、都市東京事務所の現状については、その役割や位置づけについて変化がみられるようである。都市東京事務所に関する経年的な調査は実施されていないため、この変化を実証的に明らかにすることは困難であるが、アンケート調査結果からその傾向を読み取ることは可能である。情報発信を新たな活動意義として認識している都市東京事務所があることをはじめ、シティプロモーション、観光・物産のPRの必要性が年々高まってきていることは、自由記述欄等から理解できる。

またこれは、都市東京事務所の所在地からも確認することができる。先行研究が言及している東京事務所の所在地は、永田町・麴町・赤坂といったように国会や霞ヶ関から至近の場所であった。今日の都市東京事務所においてもこのエリアに所在するものは多いが、一方で、日比谷、有楽町、丸の内、新橋、神田といったエリアに所在するものもある。これは行政的な連絡調整のみならず、い

○新型コロナウイルス感染症の影響

【設置意義の再検討】

- ・新型コロナ感染拡大のため、各種イベント等が中止になり、事務そのものがテレワークで可能であることが判ったため、東京事務所の存在意義が今後問われる可能性がある。感染を拡大させないための措置が一段落したアフターコロナ時代の事務所のあり方を模索しなければならないと考えている。
- ・国への要望は郵送へ、関係機関との協議はオンラインで、職員の勤務は在宅で、とニューノーマルに変わっていく中、東京事務所は何をすべき存在なのか、考え直す時ではないだろうか。

【業務分担】

- ・新型コロナウイルスの影響により、ほとんどの物産販売、観光PR活動が中止となり、当該業務を担当していた会計年度任用職員の業務がほぼなくなってしまった。

【東京事務所の意義の顕在化】

- ・イベントや会議等あらゆることが中止になる中、東京事務所の存在意義を考えることがある。一方で、今後、情報化の進展に伴い、ますます、顕著になると思われるが、その反面、改めて、「人と会う」「人と話す」ことが、大切であると感じている。
- ・県外移動が消極的になっている時だからこそ、首都圏における積極的なPRが必要と考えている。

【人的ネットワークの意義】

- ・コロナ禍であるからこそ東京事務所の存在意義が際立ったところもあると考えている。例え

いわゆる「営業」活動を行うために便利な交通アクセスの優れた地域に立地する都市東京事務所が増えていることから説明できよう。

地方創生や人口減少対策の一環として、移住・定住施策に取り組むことは、全国の都市自治体にとって重要な課題となっているが、都市東京事務所も東京の地でこの活動の一翼を担うようになってきているものと思われる。

(2) 都市東京事務所と自治体間連携

都市東京事務所は、中央地方関係の文脈における国と地方の関係のみならず、自治体間同士の連携にも貢献している。まず挙げられるのは、都市東京事務所同士の交流である。

都市東京事務所長会は、年数回程度の会議を開催するほか、「都市東京事務所職員名簿」を作成している。このような機会や手段を活用し、都市東京事務所は、相互に連携・協力を行っている。このほかにも、中核市が設置する東京事務所では「中核市東京事務所ご当地じまんフェア」を開催する⁴など、共同で自慢のご当地特産品の販売や観光PRを行っている。単独の都市自治体でイベントを開催するよりも、複数の都市自治体が共同で開催の方が集客を見込めることもあり、東京在住・在勤者に地元の物産等を効果的にPRすることができる機会となっている。

このように、東京事務所を設置している都市自治体は、都市東京事務所が設置されていなければ交流がなかったであろう都市自治体と相互に協力・交流することで、地域に魅力

発信を効率的に進める機会を得ている。

またこのほかにも、首都圏の自治体等との連携強化に都市東京事務所が貢献している事例もある。長崎県佐世保市は、渋谷区と「災害時相互応援に関する協定」を締結している。ここには、渋谷区内の商店街振興組合理事長（佐世保市出身）と佐世保市東京事務所が連携し、協定締結に至った流れがある。このような経緯もあって、佐世保市東京事務所は、都市自治体としては唯一渋谷区総合防災訓練に出展している。

以上のように、東京事務所を設置することで、安定的継続的に人的なネットワークを形成し、東京事務所を設置している都市同士および首都圏自治体との連携強化が可能となっている側面がある。

(3) 市民と都市東京事務所

都市東京事務所の課題の一つを挙げるとすれば、「市民に事務所の活動やその成果が見えにくい」ことであろう。もっともこの課題は昨今新たに出てきたものではない。本稿前段でも紹介した土岐は、「東京事務所が都市レベルにおける東京集中の矛盾のシンボルのひとつとして、もうひとつ問題と思われるのは、東京事務所が必ずしも一般の市民に開かれていないことである。県人会や地元出身者と接触するにしても、それは地域振興に関連する限りにおいてであって、一般市民に何らかのサービスを提供する組織体制となっていない」（土岐, 1986, p.46）ことを指摘している。そして、東京事務所について「視点を霞

4 このイベントの主催者は、中核市東京事務所長会（東京事務所を開設している中核市27市）であるが、同イベントはこれまでに複数回開催されているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は中止されている。

ケ関や企業から、一般市民に向けた開放的な地域情報・サービスセンター的機構への再編成が考えられてもいいのではないだろうか」(土岐, 1986, 46) と提案している。この提案の実現可能性は別に検討するとしても、当該都市自治体の市民と都市東京事務所の関係性は、今後の都市東京事務所を展望するうえでの論点となりうるといえよう。

4 おわりに

本稿では、先行研究を整理したうえで、都市東京事務所のアンケート調査結果を基に、都市東京事務所の現状把握を行った。これらを踏まえ、今後の都市東京事務所に関していくつかの論点を提示しておきたい。

第一に、都市東京事務所の設置目的や重点を置く活動内容の現状は、極めて多様であるということである。すなわち、中央省庁との行政的な連絡調整を中心に活動する都市東京事務所もあれば、少数ながら都市東京事務所の所掌事務にこれらを掲げてすらいなものもある。限られた都市自治体の行財政資源の中で、都市東京事務所をどのように位置づけ、そこにどのような活動と成果を期待するのかを明確にすることは、庁内における都市東京事務所のプレゼンスを高めるためにも意義のあるものであるといえよう。

第二に、都市東京事務所は、公式・非公式を問わず、自治体間連携を広げる可能性を持っている。ここでいう自治体間連携には、東京事務所を設置する都市自治体同士の連携に加え、東京事務所を設置する都市自治体と

首都圏自治体との連携も含まれる。特に、遠隔地間での連携については、恒常的な人的交流の必要性が指摘されている⁵。東京事務所は、直接に当該事務事業を所掌するわけではないが、人的ネットワークを形成しこれを用いて、遠隔地連携を推進する役割を担う存在となりうるといえよう。

第三に、市民と都市東京事務所の関係強化である。市民に対して都市東京事務所の活動やその成果が見えにくいこと自体は、物理的な距離もありやむを得ない側面もある。これについては、東京事務所の存在・活動意義を相対化させたともいえる「情報化」を活用することで、この距離を縮めることも可能ではないだろうか。国民の約7割がスマートフォンを持つ今日において、都市東京事務所がSNS等を積極的に活用し、その活動成果を発信することも効果的であろう。中央省庁との連絡調整を主たる活動内容とする都市東京事務所においては、このような方法をとることは容易ではないともいえるが、観光・物産のPRを所掌事務または実態として担っている都市東京事務所が大部分であるという調査結果を踏まえれば、市民に対して活動の一端を示すことくらいはできるのではないか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、都市東京事務所にその存在と活動の意義の再検討を迫る契機となっているが、このような状況下においても、これまで都市東京事務所が構築してきた人的ネットワークは重要なものであるし、またこれを維持・強化させていくためには、東京事務所の存在と活動は不可

5 伊藤 (2017) p.29 を参照。

欠であるといえよう。また、今後の社会において、いかにデジタル化が進展したとしても、人と人との対面で向き合うことに勝る協議や調整の方法はないように思われる。このように考えると、都市東京事務所の存在は、都市自治体において一つの「資源」であり、この資源をいかに活用していくかは、都市行政における重要な検討課題であるといえよう。

参考文献

- 伊藤正次（2017）「遠隔型連携の特質と類型」日本都市センター編『自治体の遠隔型連携の課題と展望－新たな広域連携の可能性－』、pp.16-32
- 大谷基道（2019）『東京事務所の政治学 都道府県からみた中央地方関係』勁草書房
- 土岐寛（1986）「東京事務所の政治行政機能」『都市問題』第77巻第12号、pp.40-46
- （2003）『東京問題の政治学』日本評論社
- 真淵勝・高東柱（2017）「地方自治体の東京事務所」『政策科学』第24巻第4号、pp.215-276
- 村松岐夫（1988）『現代政治学叢書15 地方自治』東京大学出版会
- 離島振興30年史編纂委員会（1989）『離島振興三十年史－上巻・離島振興のあゆみ－』全国離島振興協議会

謝辞

本稿で紹介した「都市東京事務所の現況に関するアンケート調査」では、都市東京事務所長会及び各都市東京事務所の皆様に大変なご協力をいただきました。末尾となりますが、その旨を記し御礼申し上げます。